

林業アカデミーふくしま運営会議設置要綱

令和 3 年 4 月 2 3 日
最終改正 令和 5 年 6 月 3 0 日

(目的)

第 1 新たな研修制度である林業アカデミーふくしまの研修内容等について意見を求めるため、林業アカデミーふくしま運営会議（以下、「運営会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 運営会議は、次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 林業アカデミーふくしまの研修内容に関する事。
- (2) その他、林業従事者等の人材育成に関する事。

(組織)

第 3 運営会議は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、林業関係団体に所属する者及び林業関係団体からの推薦者などのうちから、福島県農林水産部長が委嘱する。

(座長)

第 4 運営会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となり、運営会議を代表する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 委員の任期は 2 年以内（委嘱された日の属する年の翌々年の 3 月 3 1 日まで）とし、公募委員以外の委員の再任を妨げない。

(会議)

第 6 運営会議は、座長が招集する。ただし、委員の就任後最初に開催される会議並びに座長及びその代理者に事故があるときの会議は、福島県農林水産部長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認める時は、運営会議に委員以外の者の出席又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 運営会議の庶務は、福島県農林水産部森林計画課において処理する。

(補則)

第 8 この要綱に定めるもののほか、運営会議に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 2 3 日から施行する。
- 2 林業人材育成機能検討会設置要綱（令和元年 5 月 2 2 日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 1 2 月 1 6 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 6 月 3 0 日から施行する。